

ベネッセスタイルケア 勤務時の注意事項

1DAY

- 1.応募いただく前の確認事項
- 2.出勤時・退勤時の流れ
- 3.当日の身だしなみ
- 4.周知事項（お知らせ）

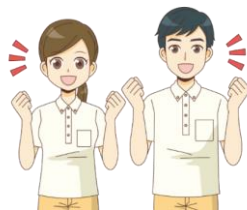
応募いただく前の確認事項

- ① 感染症拡大防止のため、以下の症状がある場合はご勤務いただけません
 - 37.0度以上の発熱（平熱が37度以上の場合を除く）
 - 37.0度未満の場合でも以下の症状が2つ以上ある場合
 - ・ 咳、咽頭痛、息苦しさ、鼻閉・鼻汁、倦怠感、頭痛、関節痛・筋肉痛
 - ・ あるいは、以下のいずれかの症状があった場合
味覚障害・嗅覚障害、嘔気・嘔吐、下痢
- ② ベネッセスタイルケアの定年は満75歳の誕生日となりますので、75歳以上の方はご勤務いただけません
- ③ ベネッセスタイルケアの正社員・契約社員の方は兼業は認められていませんので、ご勤務いただけません
- ④ ベネッセスタイルケアの介護職準常勤・非常勤・登録スタッフの方は、勤務しているホームでの介護職としての兼務は認められていませんので、勤務しているホームでの介護職のスポットスタッフとしては勤務いただけません

出勤時・退勤時の流れ

◆ 出勤時

- ① 正面玄関のインターフォンを押してください
- ② インターフォンに出たスタッフに「キャリアオス1DAYの●●です。」とお伝えください。スタッフが玄関ドアを開錠します
- ③ 始業準備（手洗い・うがい・着替え等）を整えてください。
- ④ 着替え終わったら、キャリアオス1DAYのQRコードをご自身のスマートフォンで読み取っていただき出勤記録をしてください
- ⑤ スマートフォン・その他電子機器類はロッカーにしまい、フロアには持ち込まないでください



◆ 退勤時

- ① 勤務が終了したら、キャリアオス1DAYのQRコードをご自身のスマートフォンで読み取り退勤記録をしてください
- ② 制服から私服に着替え終わったら、ホームから貸与されたものをすべてスタッフの指示に基づいて返却してください
- ③ 返却物・私物などお忘れ物がないか確認をしたうえで、スタッフに玄関ドアを開錠してもらい、退館してください



3.当日の身だしなみ

ホーム勤務時の身だしなみ

■ アクセサリー

- 指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス等は思わぬ怪我につながる可能性があるためすべてははずしてください

■ 髪

- 明るすぎる髪色は避け、自然な髪色にしましょう
- 長い場合はヘアゴムで後ろにまとめます

■ 名札

- 名前がお客様に見えるように首からかける名札を着用します
※名札はホームでご用意します



■ 上着

【まどか・ここち】

- ポロシャツや襟付きのシャツとエプロンをご持参し、着用してください

【アリア・ボンセジュール・グラニー & グランダ・くらら】

- 上着は貸与されます。
※ M・Lサイズ以外のサイズをご希望の方はポロシャツや襟付きのシャツをご持参ください
※ 派手なデザインは着用不可

➤ 禁止事項

- 胸ポケットにボールペンや P H S 等を差し込むこと
- 胸元ボタン部にボールペンを引っかけること
- 移乗介助や更衣介助でご入居者の顔に触れる可能性のある介助を行う場合、名札やインカム等は外して行います

■ ズボン

- ベージュ、または黒・紺・茶色の無地の長ズボンをご持参し、着用してください
※ ジーンズ・ジャージパンツは不可

■ 靴

- かかとがあり、脱げにくい・すべりにくい靴（スニーカーが望ましい）をご持参し、着用してください

■ その他

- 香水などは控えてください
- 爪は短く整え、マニキュアなどは使用しないでください
- 顔、首、腕等、人目に触れる可能性がある部位に刺青（タトゥー）を見せることは、禁止です

勤怠関連

■ 遅刻・早退・欠勤について

- ・ 遅刻が判明した段階で、必ず始業時刻前にホームへ連絡してください
- ・ 早退が判明した段階で、必ず速やかに上長へ申し出てください
- ・ 遅刻、早退および欠勤により就業をしない時間については、所定の計算式に則り減額を行います



■ 勤怠について

- ・ 始業準備（手洗い・うがい・着替え等）を整えた上でQRコードを読み取り、出勤の勤怠を記録します。実業務が終了したらQRコードを読み取り、退勤の勤怠を記録してから、着替え等を行います

■ 残業について

- ・ 業務上の必要がある場合は、残業を命じることがあります。残業は、上長が命じるか、事前に上長へ申請して承認を得た場合のみ、実施することができます。残業の申請は1分単位です。なお、所定の手続きに基づいて申請を行い、上長が承認した場合に限り、残業手当を支給します

■ 休憩時間について

- ・ 必ず、与えられた休憩時間通りに休憩を取得してください

■ 労働災害（労災）について

- ・ スポットスタッフも労働災害・通勤災害の対象となります。業務中や通勤中の災害により負傷した場合、労働災害に該当する可能性がありますので、必ずホーム長へ報告してください。なお、労災の該当については労働基準監督署の判断となります

■ 就業規則冊子の設置場所について

- ・ 就業規則冊子について、各ホームの設置場所は始業時に共有いたします

■ 給与支給について

- ・ 月末締め翌月15日払いです。。但し、本人より翌月15日より前に希望がある場合は、都度払いも可能です

■ 通勤費について

- ・ 一律で定額を支給します

その他

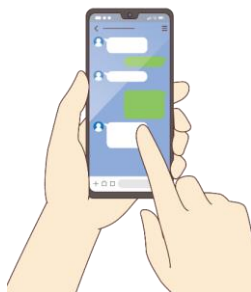
■ 禁止行為

以下の行為は就業規則違反となりますので、絶対に行ってはいけません。

- 会社の名誉または信用を傷つけるような行為をすること
- 会社の内外を問わず従業員としての体面を傷つける行為をすること
- 会社が保有する個人情報を開示・漏洩すること
- 会社の許可を得ず、施設内で貼紙・掲示・文書の配布・署名運動・政治・宗教・営利
またはこれに類する行為、及び活動をすること
- 会社に対し、虚偽の業務報告をすること
- 勤務中、みだりに職場を離れること
- スマホ等、業務遂行に支障をきたすおそれのある物品を携帯して勤務すること
- 顧客から、個人的に物品または金銭を受受すること
- 職場においてセクハラやパワハラやマタハラを行うこと
- 法令に違反する行為により企業秩序を乱すこと
- 会社物品を持ち出し、または私的に利用すること
- 業務命令に正当な理由なく従わず、誠実に労務提供を行わないこと

■ インターネット・SNS利用ルール

- 会社ツール以外で、業務時間中に書き込み・閲覧を行わない
- お客様・社内外の関係者・業務に関連する全ての関係者の名前や写真を掲載しない
- 業務内容に関する書き込みは行わない
- 著作権等、第三者の権利を侵害しない、第三者に迷惑をかける
- その他会社の信用・名誉を失墜させるような行為をしない、また、社内外の関係者に迷惑を及ぼすような行為等をしない



その他

■ 稼働時間について

ベネッセスタイルケアで非常勤や登録スタッフで勤務している方が、ベネッセスタイルケアの他のホームでスポットスタッフとして働く場合、稼働時間は合算されます。

【合算した時間が週平均20時間を超える場合】

20時間を超えると社会保険や雇用保険への加入対象となる場合がありますため、これらの保険に非加入の方は、合算して20時間を超えないようにしてください。

もし超えてしまった場合は、翌月からベネッセスタイルケアにおいてスポットスタッフとして働けなくなります。

【合算した時間が週平均40時間を超える場合】

40時間※を超えてしまうと、法定労働時間を超えることとなりますので、超えないようにしてください。

もし超えてしまった場合は、適切な労務管理の観点から、翌月からはベネッセスタイルケアにおいてスポットスタッフとして働けなくなります。

※時間外労働分を除く時間

